

## 令和元年度説明会でいただいたQ&A

※後日、説明会資料内Q&Aへ掲載いたします。

※「障害者グループホーム体制強化支援事業」関係は、別途作成しています。

NO.	項目	問	回答	備考
1	都加算	「入院時支援特別加算」と「長期入院時支援特別加算」について、入院後最初の3か月はいずれの加算をとることができるのか。	入院後3か月以内であれば、入院時支援特別加算と長期入院時支援特別加算のどちらか一方を選択できます。	5月27日説明会
2	都加算	第三者評価では、何の項目を受ければよいのか。	「標準の評価」又は「サービス項目を中心とした評価」を受けてください(資料4 P.46「Q&A」No.16参照)。※平成23年度より、共同生活援助のサービス事業者は、「標準の評価」と「サービス項目を中心とした評価」のいずれかの評価手法を選択し、第三者評価を実施することができるようになりました。	6月14日説明会
3	サービス管理責任者	資料1のP.16「サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について」について、国家資格等の有資格者がサービス管理責任者とみなされる期間を教えてください。	<p>(平成31年度から令和3年度までの基礎研修受講者について【経過措置】) 基礎研修修了時点の実務経験年数により、みなし期間が異なります。</p> <p>&lt;国家資格等の有資格者で、実務経験3年以上を満たした者の場合&gt; 基礎研修修了後、3年間はサービス管理責任者としてみなすことができます。基礎研修を修了してから3年経過後もサービス管理責任者として配置されるためには、実践研修(基礎研修修了後3年間で2年以上の実務経験が必要です。)を修了する必要があります。</p> <p>&lt;国家資格等の有資格者で、実務経験3年未満の者の場合&gt; 1年以上の実務経験があれば、基礎研修の受講が可能です。基礎研修修了後、実務経験3年を満たした時点から、基礎研修修了後3年を経過する日まで(実務要件を満たしてから3年間ではありません。)、サービス管理責任者としてみなすことができます。基礎研修を修了してから3年経過後もサービス管理責任者として配置されるためには、実践研修(基礎研修修了後3年間で2年以上の実務経験が必要です。)を修了する必要があります。</p>	6月14日説明会